

新潟県条例第20号

新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例の一部を改正する条例

新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例（令和2年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生を受け、安全及び安心な県民生活の確保に取り組む医療従事者をはじめとする方々の活動を支援するとともに、将来に向けた医療提供体制の充実強化、教育環境の整備等感染症を含む危機に強い県民生活及び事業等の環境整備に要する経費に充てるため、新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u>	(設置) 第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の発生を受け、安全及び安心な県民生活の確保に取り組む医療従事者をはじめとする方々の活動を支援するとともに、将来に向けた医療提供体制の充実強化、教育環境の整備等感染症を含む危機に強い県民生活及び事業等の環境整備に要する経費に充てるため、新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。